

私たちはボランティア精神のもと
「市民後見人」として、地域社会に貢献することを目指します。

会報/市民後見人の会 No. 159

2021年2月20日発行 通巻No.169号

創刊2007年2月26日

発行/特定非営利活動法人 市民後見人の会

〒140-0014 東京都品川区大井 1-15-1 品川成年後見センター分室3階

TEL : 080-3912-3259 (通話専用 月～金曜日の10時～16時の間対応します。)

TEL&FAX : 03-6303-8265

MAIL : npokouken@gmail.com HP : <http://www.shiminkoukenninnokai.jp>

◆36号後見活動を終えて◆

正担当 小川雅之

1月28日午後、本会受任第36号Aさん(女性96歳)が逝去されました。謹んでお悔やみ申しあげます。ご本人は八丈島に生まれ、その後15年間サイパンで過ごし、終戦後日本に戻り勤務先でご主人と出会ったそうです。

Aさん夫婦はとても仲が良く、お元気な頃は一緒にパチンコに行っていた事を楽しそうにお話しされていました。

さて、審判がおりていよいよ後見活動の始まりという時に、ご本人が骨折してしまい入院されました。入院生活は問題なく過ごされて順調に回復し退院、歩行困難である事から老健での生活が始まりました。お話好きのAさんは涙もろく、いつも八丈島の家族話しやご主人を心配する話等を、涙ながらにお話ししていました。それでも毎回の訪問の際は私達二人を笑顔で迎えてくれて、とても嬉しい気持ちになった事が今でも忘れられません。

その後特養に移行されてからもお元気に過ごされていて、数か月に1回ご主人が来訪されると、照れ屋のご主人と見つめあい、私達との面談時の何倍も素敵な笑顔が見られました。また、Aさんは2度生死をさまよう状態になった事がありましたが、2回とも医師も驚く程の回復力でお元気になりました。この事から、ご夫婦担当者の間では「不死身のAさん」と憧れの存在でもありました。

今回、後見担当としてご本人の思いをどれ位実現できたのか、ご親族との対応は正しかったのか等、課題はあります。いつも副担当、ご主人の正副担当者にも助けていただき、後見活動を終える事となりました。後見活動は事務作業含めて、とても大事な事がたくさんあります。今後はより一歩前進した後見活動ができるよう、精進したいと存じます。

◆月曜カフェ◆

本会事務局主催の第27回月曜カフェが1月25日(月)、荏原第五地域センターで開催されました。コロナ禍の下、人数を先着12名の定員制にして募集し会員12名が参加しました(10時~12時)。テーマは「専門職後見人と後見活動」、講師は社会福祉士・行政書士の川崎輝夫さん。社会福祉士として15年間後見活動を続けてきた方です。ご自身の活動体験をもとに成年後見の理念、具体的な活動要領等を以下の構成で丁寧に分かりやすく語って頂きました。その後の質疑応答も活発に行われ充実した2時間でした。

I 被後見人等の身上保護

①本人の意思の尊重 > 本人の最善の利益

II 本人の意思決定を支援

①「声なき声」の代弁者となる。

○本人が意思決定できるようなあらゆる手段を講じる。○本人の一見すると不合理な決定でも、可能な限り尊重する。

②代行決定は最終手段。代行決定の要件

○本人の推定意思が、どんな手段を講じても確認できない。○このままでは本人の生命財産に重大な影響がある。○期限が迫り決定を先延ばしできない。○後見人が行うほかに決定する方途がない。

III 支援チームの作成

中核機関と協力して「支援者の輪」を作り維持する。



◆代理権ない親族も可能に◆

～認知症高齢者 預金引き出し～

毎日新聞2月19日朝刊に「代理権ない親族も可能に」という記事が載っていました。以下、抜粋して引用します。「全国銀行協会は18日、認知症高齢者の預金について、法的な代理権を持たない親族らの引き出しも条件付きで認める見解を公表した。今回の見解では、本人の認知能力の低下を面談や医師の診断書などで確認した場合、成年後見制度の利用を『基本』としつつ、本人の医療費や施設入居費などに充てる資金の代理引き出しを認める」

◆2020 年度 1 月度理事会報告◆

1. 開催日時 2021 年 1 月 18 日（月）15 時 30 分～16 時 50 分
2. 開催場所 品川区社会福祉協議会 4 階会議室
3. 出席理事 朝倉鈴子、内山恵子、大金修、金城清、古賀忠壹、斉藤裕二、杉谷徹夫、
杉山麻里子、高原三平、馬庭俊一郎各理事（理事総数 10 名）
4. オブザーバー 國枝園子、小松統各監事
5. 議事
議事に先立ち、古賀理事長より「年頭にあたり（「ポストコロナ」を見据えた活動を）」及び「1 月理事会への 2021 年度やりたいことのメモ」が別添にて示された。

<審議事項>

- ① 「経理細則」の制定について決議した。

<協議事項>

- ① 2020 年度事業報告・決算提出書式フォーマット等を別添資料により協議した。

<報告・連絡事項>

- ① 非常事態宣言を受けて本会のコロナ対策について報告があった。（高原）
- ② 2021 年度事業計画・予算（委員人事含む）提出について以下の連絡があった。（高原、内山）
- ③ 2020 年度市民後見人養成講座について、チラシを区内 57 か所に各 40 部配布した。
品川区報（1 月 21 日号）に掲載予定との連絡があった。（杉谷）
- ④ 自賠償、傷害保険更新手続きを完了した旨報告があった。（高原）
- ⑤ 会費未納入者数が、今日現在 20 名。内約半数の会員に通知を郵送、残りの会員には 2 年間未納の旨（会員資格を失う）を含み通知する旨報告があった。（高原）
- ⑥ 会報 1 月号について、見出しの報告があった。（金城）
- ⑦ 後見人等活動状況一覧（2021 年 1 月 1 日現在）及び報酬付与申立・後見報告月一覧表（2021 年 1 月）の案内が別添によりあった。（斉藤、朝倉）

<今後の予定>

- ・3 月 22 日（月）月曜カフェ
- ・3 月 27 日（土）情報交換会
- ・3 月 29 日（月）小口現金精算（記 高原三平）

コロナ禍で非日常生活が続いています。いま書店に置いてある『創刊 65 周年記念・別冊週刊新潮』に次のような記事がありました。「このウイルスは無症状の感染者が、自分が感染していると知らずに他人にうつすから怖い、とよく言われる。だが、それについても宮沢孝幸准教授（京都大学ウイルス・再生医科学研究所）は、『無症状の人が他人に移す可能性はゼロではありませんが、それは後々発症する人が、症状が出る前の段階でうつしてしまう場合です。ずっと無症状のままの人は、ウイルスの保有量が少ないため、他人にうつすことはまずありません』と言い切る（42 頁）」。様々な考えがあると思いますがそうであって欲しいとつくづく思う今日この頃です。会員の皆様のご健康をお祈りします。

（編集 金城 清）